

研 修 報 告 書

2019年8月9日

新しい風

中嶋康雄



1. 研修内容 地方議会総合研究所研修 議員、議会の権利・権限

講師 廣瀬和彦

2. 日 時 2019年8月5日

3. 場 所 京都府民総合交流プラザ京都テルサ

4. 内 容 議員、議会の権利・権限 1講座

■議員としての役割責務

議会については、その自律権・自立権を尊重すべきであり、また、すでに議会基本条例が制定されたことを踏まえるべきことを認識しつつも、本委員会においては、自治基本条例の最高規範性を重視する立場から、議会に関する項目についても、次のとおり盛り込むべき内容として挙げるものとする。

■議会の役割・責務

議会は、議案の審査・市政に関する調査を通じた行政の監視、政策の立案・決定によって、市民、市長等と連携して自治を推進する役割を担うものとする。

議会は、その役割・責務の遂行状況を市民が検証できるように、透明性の高い議会運営を行うとともに、積極的に情報の公表、共有化に努めるものとする。

議会は、市民の意思を最大限尊重する責務を有することを忘れてはならない。

これら役割・責務を果たすため、議会基本条例を遵守するとともに、市民の要請に 応えてさらに進
化させるよう努めるべきと思います。

■議員の役割・責務

市議会議員は、市民の代表であることを強く認識し、常に市民の声、地域の意見等 を傾聴し、尊
重したうえで、議会の構成員として責任のある行動をするものとする。

■議員が有する権利・義務

動議提出権、臨時議会の請求権、議決権

■予算修正等について

- ・減額修正
- ・増額修正・・・地方自治法97条2項
- ・予算の成立・・・地方自治法211条

予算の事前議決の原則 （地方自治法第211条第1項）

予算は一定期間の始期以前に、議会の議決を経なければならぬとされている。

- ・予算組替え動議
- ・予算付帯決議・・・付帯の対象となった案件が可決されたあとで議題となる
- ・予算留保・・・表決には、条件を付けることができない。

■予算発案権

予算を定めることは議会の議決事件ですが（地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第
2号）、予算を調整し、執行することは長の担当事務とされており（法第149条第2号）、長は、

毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、議会の議決を経なければなりません（法第211条第1項）。一方、議会の議員には予算案を議会に提出する権限（予算発案権）はなく（法第112条第1項但し書き）、したがって予算発案権は長に専属する。

■予算案の修正

議会は、予算案を審議し、可決又は否決しますが、必要に応じて修正して議決する権限も有しています。ここで問題となるのは長の予算発案権との関係で、議会は予算案をどこまで修正できるかということです。なお、ここでいう予算には、歳入歳出予算のほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを含み、体系的には一般会計予算、特別会計予算又は当初予算、補正予算、暫定予算等すべてを含む。

（1）増額修正・・・法第97条第2項において、議会は、予算案について、長の予算発案権を侵さない範囲で増額して議決することができる旨規定されています（増額とは、予算案全体を増額する場合及び全体としては増額しないまでも各款項を増額する場合を含む）。

（2）減額修正・・・一方、予算案の減額修正には増額修正におけるような制限はありませんので、議会は自由に修正することができます（行実S30.4.11）。ただし、減額修正の対象となるのは長により提出された予算案であって、例えば、補正予算案の減額修正については、増額修正の場合と同様、原則として補正の対象とされていない部分については修正することができず、発案された補正予算案に関する部分のみ修正が可能と解されます。いわゆる義務費

■資料請求の特例・・・町田市 議長から依頼する・・・申し合わせ 請求権が無いため」

■調査権・・・地方自治法100条、109条

地方自治法 98 条 1 項 自治体の事務に関して疑惑や不祥事があった際、事実関係を調査するため、地方自治法 100 条に基づいて地方議会が設置する特別委員会。関係者の出頭や証言、記録提出を求めることができるなど強い調査権限を持つ。虚偽の証言をした場合は 5 年以下の禁錮刑、正当な理由がないのに証言を拒否した場合などは 6 カ月以下の禁錮刑や 10 万円以下の罰金を科すことができる。

■同意権 地方自治法 162・196 条 1

副市長、教育委員会委員、監査委員、公平委員等を市長が選任する際など、その前提となる議会の議決のことをいい、同意を与える権限

■意見書提出権 地方自治法 99 条

諮問答申権地方自治法第 99 条に基づく地方議会の意見書は、議会内で懸命な調整が行われた結果議決されるにも関わらず関係行政庁は受理するのみであり、処理結果の報告 しない。意見書は住民代表機関としての総意の現れであるので、それに対して は、せめて、請願法の誠実処理義務、さらには回答義務を法文で明示すべき。

■請願の受理権

■解散権 地方自治法 178 条 1

■兼職禁止

◆感想

こうして、研修を受けたことを議会で実践しようと考えて提案しても、ある議員は、クレマーとしか判断できない議員がおられる。提案が法律や議会基本条例、議会改革の一旦であることの理解

や学びが出来ていない議員が、数多くいられる議会をもっと市民の皆様は理解されるべきであり、知るべきと思います。

議会で議論していることは、行政や議員の資質をゆるやかに伸ばしていることを理解できていない議員のレベルを上げ大津市議会に追いつくためには、議会そのものが、長浜市の欠点を理解されている講師を呼んで研修会を重ねたいと強くこの研修を受けて感じました。

さらに、会派会議は、何のために設けられるのか、政務活動費が付与されている理由がわかっていない議員をどうすればいいのか問題点は数限りなく永遠にある。事務局機能や注意されている理由が理解できていない職員力を上げるには、まだまだ道のりは遠い。

毎晩歯がゆい毎日で、歯は、がたがたこの悔しい思いを市民の皆様も理解いただきたい。